

議 事 録

No. 1

会議名 平成 2 1 年度小牧市国民健康保険運営協議会			出席者 澤野久子 丹羽せい子 鈴木 勉 大野武弘 舟橋國博 大野嘉治 永井利保 野村嘉久 鳥居 馨 広瀬和彦 溝口 浩 欠席者 菱田直基 塚原邦秋	
平成 21 年 11 月 12 日 (木)		自 P. M. 2 時 00 分 至 P. M. 2 時 45 分	場所 第 7 会議室	
議 題 (1) 国民健康保険税普通徴収の仮算定の廃止等について (2) その他				
司会	ただいまから、小牧市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。なお、当協議会の傍聴の申し出が 1 名ありましたので、報告させていただきます。			
	それでは、委嘱状の交付をさせていただきます。			
	市長におかれましては他に公務があり欠席しておりますので、村上副市長から委嘱状の交付をさせていただきます。			
	よろしくお願いいたします。			
	本来ですと、全員の方にお渡しするのが本意でありますので、代表者の方で、お受け取りいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。			
	それでは、委員の方 13 名を代表し、澤野久子様、前にお進みください。			
副市長	(委嘱状交付)			
司会	それでは、他の委員の皆様にも委嘱状をお渡ししたいと思いますので、よろしくお願いいたします。			
事務局	(委嘱状交付)			
司会	ここで、村上副市長からごあいさつを申し上げます。			
副市長	(あいさつ)			
司会	続きまして、委員の皆様方から自己紹介をいただきたいと思っております。継続をお願いいたします委員の方もおみえですが、新たにご就任いただきました方もおみえですので、全員の方に簡単に結構ですので、自己紹介をお願いいたします。			

議 事 録

No. 2

	それでは、お手元にお配りしてあります名簿の順に、被保険者代表の澤野様からよろしくお願いいたします。
各委員	(自己紹介)
司会	ありがとうございました。 なお本日は、保険医代表の菱田直基様と塚原邦秋様は、ご都合により、欠席されております。 次に、事務局職員の自己紹介をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
事務局	(自己紹介)
司会	それでは、当協議会の会長・副会長の選任に移りたいと思います。 会長・副会長の選任は、国民健康保険法施行令第5条の規定により、会長1名、副会長1名の方を公益代表の委員の方から選出することとなっております。 選出方法につきましては、従来は推薦をお願いしておりましたが、今回も推薦ということで、よろしいでしょうか。
	(異議なしの声)
司会	ご異議なしとのことですので、推薦により正副会長を選出させていただきますと思います。どなたか、ご推薦をお願いできますでしょうか。
澤野委員	従来から会長には、JA 尾張中央農協の代表の方に、副会長には、小牧商工会議所の代表の方をお願いしておりますので、今回も会長には野村委員、副会長には鳥居委員をお願いしてはいかがでしょうか。
司会	ただいま、会長には JA 尾張中央農協代表の野村委員に、副会長には小牧

議 事 録

No. 3

	商工会議所代表の鳥居委員にお願いしてはどうかという、ご意見をいただきましたが、いかがでしょうか。
	(異議なしの声)
司会	ご異議なしということですので、会長には JA 尾張中央農協代表の野村嘉久委員、副会長には小牧商工会議所代表の鳥居馨委員にお願いいたします。
	ここで会長には、会長席のほうにご移動をお願いいたします。
	それでは、ここで新しく就任されました野村会長からごあいさつをいただきたいと思います。野村会長よろしくをお願いいたします。
会長	(あいさつ)
司会	ありがとうございました。
	続きまして、諮問をさせていただきたいと思います。
	村上副市長よろしくをお願いいたします。
副市長	(諮問書を朗読、会長に手渡した)
事務局	(各委員に諮問書のコピーを配布)
司会	ここで、村上副市長には他に公務があり退席させていただきますので、お許しいただきたいと思います。
	それでは、本日の議事に移らせていただきたいと思います。その前に、副会長には、副会長席の方に、ご移動をお願いいたします。
	議事の進行につきましては、協議会規則第 3 条の定めによりまして、会長にお願いさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。
会長	それでは、議事に入りたいと思いますが、その前に事務局から本日の委員

議 事 録

No. 4

	の出席者数の報告をお願いします。
事務局	ただいまの出席委員は 11 名であります。
会長	過半数の委員の方の出席をいただきましたので、本日の協議会は成立いたしました。次に、本日の議事録の署名者を指名させていただきます。丹羽せい子委員と舟橋國博委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
	それでは、議題 1 の国民健康保険税普通徴収の仮算定の廃止等についてを議題とします。
	事務局の説明をお願いします。
事務局	国民健康保険税の普通徴収の仮算定廃止について
	○現行の賦課
	前年中の所得は毎年 5 月末にならないと把握できないため、5 月には仮算定として前年度の保険税の賦課額の 10 分の 2 を 5 月と 6 月の 2 回に分けて賦課している。その後本算定として、前年中の所得をもとに年税額を決定し、仮算定で賦課した税額を差し引いた残額を、7 月から翌年 2 月までの 8 回に分けて賦課している。
	被保険者のもとには、年 2 回納付書を送付している。
	○仮算定の廃止理由
	被保険者のもとに年 2 回納付書が届くことになり、わかりにくい。
	所得の変動があった場合、仮算定と本算定の税額が大きく異なる。
	仮算定を廃止し、被保険者にとってわかりやすい仕組みに改めたい。
	○仮算定廃止後の本算定
	6 月はじめに本算定を実施し、納付書の送付を年 1 回とする。
	納期は 6 月から翌年 3 月までの 10 回とする。

議 事 録

No. 5

	納期ごとの端数処理方法の改正について
	○現行の端数処理
	地方税法に基づき、2回目以降の納期の金額を1,000円単位で端数処理しており、1,000円未満の端数については、初回に合算している。
	○改正理由
	1,000円未満の端数がすべて初回に合算されるため、初回と2回目以降の金額が大きく異なる場合がある。
	○改正内容
	端数処理を1,000円単位から100円単位に改め、納期ごとの税額の平準化を図る。
会長	事務局の説明は終わりました。皆様からのご質問、ご意見等をいただきたいと思います。ご質問、ご意見等はございませんか。
鳥居委員	仮算定という制度はいつからか。また、なぜ、今の状況を直そうとするのか。
事務局	仮算定の制度は制度開始時からですので、昭和36年頃からだと思われます。
	仮算定を廃止するのは、被保険者の方にとって、わかりやすい制度にするためと、納付書の送付を1回にすることにより、事務の軽減と経費の削減を図るためです。
鳥居委員	なぜ今変更するのか。
事務局	経済情勢が悪化している中で、経費削減を図るべきと考えます。
溝口委員	現在、経済情勢が悪化している。事務局へのお願いになるが、この資料を両面にするなど、細かいことではあるが、経費削減に努めていただきたい。

議 事 録

No. 6

事務局	今後、改めます。
会長	ご意見等も出尽くしたようではありますが、皆様お忙しい方ばかりだと思いますので、できましたら本日結論をお出しいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。
各委員	(異議なしの声)
会長	異議なしとのことでありますので、国民健康保険税普通徴収の仮算定の廃止等については事務局案のとおり改正することに決しました。 なお、本日決定しました内容を答申することになりますが、皆様お忙しい方ばかりでありますので、お許しいただければ、私と鳥居副会長さんとで、日を改めまして行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。
各委員	(異議なしの声)
会長	ありがとうございます。それから答申書の内容につきましては、本日皆様からいただきましたご意見を盛り込んでいきたいと思っておりますので、私にご一任いただければと思いますが、いかがでしょうか。
各委員	(異議なしの声)
会長	ありがとうございます。続きまして、議題2のその他に入りますが、委員の皆様、何かありましたらお願いいたします。
会長	事務局から何かありましたらお願いいたします。
会長	本日は慎重審議いただきまして、誠にありがとうございました。 答申書につきましては、答申を終えた後、各委員の皆様にも市から写しを送

議 事 録

No. 7

[illegible]

国民健康保険税の普通徴収の仮算定廃止について

1 現行の賦課

(1) 普通徴収の仮算定

国民健康保険税額の算定は、所得割、資産割、被保険者均等割及び世帯別平等割で賦課しており、このうち所得割は被保険者の前年中の所得をもとに算定することになっている。前年中の所得は毎年5月末しないと把握できないため、国民健康保険税額の算定は6月以降に行うこととなり、税額の決定も収入できる時期も遅れることとなる。

こうしたことから、地方税法の規定では、所得確定前に暫定的に保険税額を算定し賦課することができる規定が設けられており、小牧市では、現行、仮算定として前年度の保険税の賦課額の10分の2を5月と6月の2回に分けて賦課している。

(2) 普通徴収の本算定

現行では本算定として、6月に把握した前年所得をもとに、前記の4方式で年税額を決定し、仮算定で賦課した税額を差し引いた残額を、7月から翌年2月までの8回に分けて賦課を行っている。

2 仮算定の廃止理由

仮算定と本算定があることから、単年度に2回に分けて納付書を送付していること及び所得等の変動により仮算定による期割税額と本算定による期割税額が大きく異なる場合があることから、被保険者にとって分かりにくい仕組みとなっており、問い合わせ苦情が非常に多い状況である。

こうしたことから、被保険者にとって分かりやすい仕組みに改めるため、仮算定を廃止する。

3 仮算定廃止後の本算定

5月末に被保険者の所得把握後、6月初め本算定を実施し、納期数は変更せず、1期6月末から10期翌年3月までの10回の納期で賦課徴収する。

これにより、被保険者にとって分かりやすい保険税徴収の仕組みとし、安定した財源の確保を図る。

市 名	仮算定の有無	納期数（回）
愛西市	有	6
安城市	無	8
一宮市	無	8
稲沢市	有	10
犬山市	有	10
岩倉市	有	12
大府市	無	8
岡崎市	無	8
尾張旭市	有	11
春日井市	無	10
蒲郡市	無	9
刈谷市	無	8
北名古屋市	有	10
清須市	有	8
江南市	有	10
新城市	有	8
瀬戸市	有	11
高浜市	有	8
田原市	有	8
知多市	有	8
知立市	無	8
津島市	有	8
東海市	無	8
常滑市	無	8
豊明市	無	8
豊川市	有	8
豊田市	無	8
豊橋市	有	8
名古屋市	有	12
日進市	有	12
半田市	無	8
碧南市	無	8
西尾市	有	8
弥富市	有	6
計	有 20市 無 14市	12回 3市 11回 2市 10回 5市 9回 1市 8回以下23市

1 仮算定の廃止に伴う納期の変更

納期	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
現 行	-	仮 算 定		本 算 定								-
	-	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期	1 0 期	-

納期	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
改正後	-	-	本 算 定									
	-	-	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期	1 0 期

資料 2

納期ごとの金額端数処理方法の改正について

納期ごとの税額をできるだけ平準化させるため、2回目以降の納期の金額端数処理を現行1,000円単位を100円単位に改める。

例：年税額 228,500円の場合

[illegible]